

赤坂台総合公園等周辺エリア活性化基本計画策定支援業務委託仕様書

1 件名

赤坂台総合公園等周辺エリア活性化基本計画策定支援業務委託

2 業務目的

本市では、令和8年4月に赤坂ソフトパークに開業した「山梨いちごの王さまミュージアム サンリオ創業者 辻信太郎記念館（以下、ミュージアムという。）」を新たなランドマークとし、市内の活性化及び関係人口の創出を目指している。

本事業は、第3次甲斐市総合計画における重点戦略2「甲斐市への新たな人の流れをつくる」中、「(3) 関係人口の創出・拡大」の戦略的な取り組みである「赤坂ソフトパーク内起業地市有財産の有効活用」として位置づけており、本業務は、ミュージアムの開業を契機に、地域住民や子どもたちの地域への愛着を深めるとともにミュージアムを中心として市内の観光促進・地域経済の活性化及び地域ブランド向上に関する活動等を行っている団体である「A KAI KAWAII PROJECT 推進コミッティ」から提出された、「山梨いちごの王さまミュージアム サンリオ創業者 辻信太郎記念館と連携した赤坂台総合公園等周辺エリア活性化基本構想（案）の提案書」を踏まえ、ミュージアムと連携して周辺エリアの既存資産である赤坂台総合公園（ドラゴンパーク）や JR 竜王駅、中央自動車道双葉サービスエリア等を含めた周辺整備を検討し、新たな関係人口の創出や地域経済の活性化、さらには市民が誇りを感じられる地域を創出するための具体的な施策および整備内容を定める基本計画を策定することを目的とする。

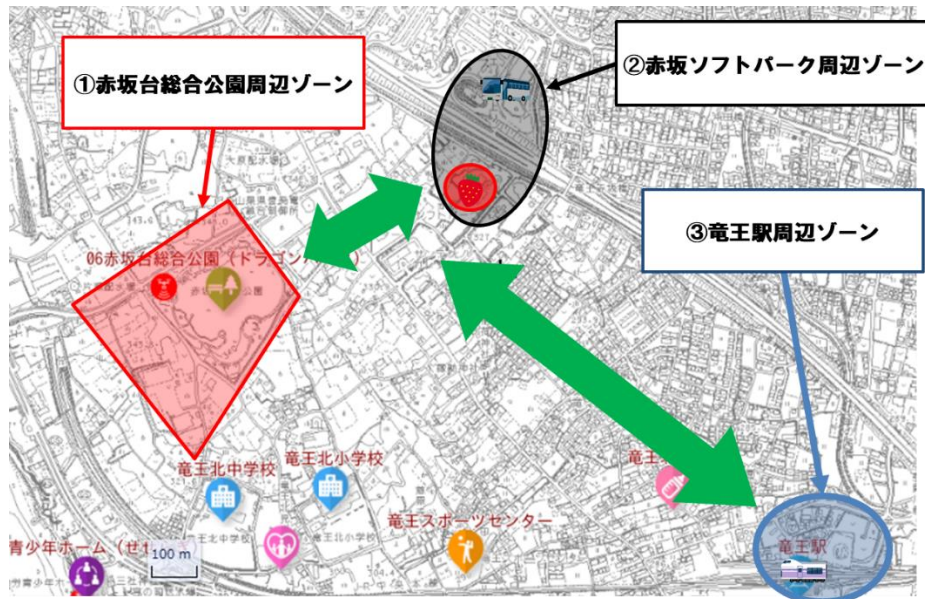
3 対象エリア

①赤坂台総合公園周辺エリア

②赤坂ソフトパーク周辺エリア（ミュージアム、双葉SA）

③竜王駅周辺エリア

※④その他（上記①～③エリア以外を含めた提案も可能とする。）



4 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

5 履行場所

市長公室 政策戦略課

6 業務内容

「山梨いちごの王さまミュージアム サンリオ創業者 辻信太郎記念館と連携した赤坂台総合公園等周辺エリア活性化基本構想（案）の提案書」を踏まえ、次のとおり基本計画の策定支援を行うこと。

基本事項

(1) 基本計画の策定支援

以下に定める基本計画策定支援業務を行う。また、業務実施スケジュールを作成し、全体の進捗管理を行うこと。

(2) 各種調査報告書・議事録の作成

市場調査、市民意見の調査、官民連携手法等の導入可能性調査・検討の結果を取りまとめた報告書及び各会議等の議事録を作成すること。

(3) 打合せ・協議

本業務を円滑に実施するため、打合せ・協議は、初回、中間、完了時のほか、必要に応じて適宜実施する。なお、実施方法は対面又はオンラインとする。また、各打合せ・協議の議事録を作成し、市に提出すること。

基本計画策定支援業務

(1) 基本事項・現状の調査及び整理

対象エリアの現状について調査を行い、既存資産の確認・整理を行うこと。

(2) 基本構想案の検証・分析

「山梨いちごの王さまミュージアム サンリオ創業者 辻信太郎記念館と連携した赤坂台総合公園等周辺エリア活性化基本構想（案）の提案書」の内容を検証・分析し、課題を抽出すること。

(3) 庁内関係部署との協議及び庁内会議等の運営支援

計画策定に向けた庁内関係部署との協議、庁内会議等の支援を行う。

庁内会議等については、5回程度とし、具体的には会議資料・議事録の作成及び会議等への出席、専門的立場からの助言、情報提供を行うこと。

(4) 各種取組の検証及び新規提案並びに概算費用の算出

基本構想案に示された各種取り組みに関する検証を行うこと。（地域活性化に資する新たな取り組みの提案も可能とする。）

それに伴い、既存資産の整備や新設が必要となるものや新たな取り組みとして提案するものについて、概算費用を算出のうえ市に提示すること。

(5) タウンミーティング・ワークショップの開催支援

本計画中間案に市民の意見を反映するためのタウンミーティング・ワークショップを2回以上開催し、その運営・意見集約により参加者の意見を本計画案に反映させること。

(6) 官民連携等手法の導入可能性調査・検討

既存資産の整備及び新規整備が必要となるものについて、先進事例調査や公民連携（PPP/PFI）手法の活用による民間活力の導入など、有効と考えられる事業手法を多角的に整理・分析し、それぞれの特徴（メリット・デメリット、実現可能性、本市における導入の適性など）を市に提示することで、市が主体で整備すべきものと民間活力の導入により民間主体で整備すべきものを検討して基本計画に反映させること。

(7) 赤坂台総合公園等周辺エリア活性化基本計画書の素案策定

(1)から(6)を踏まえ、赤坂台総合公園等周辺エリア活性化基本計画書素案を作成し、市へ提出すること。

素案として提出を要するものは、赤坂台総合公園等周辺エリア活性化基本計画書素案（A4サイズ）及び概要版（A4サイズ両面1枚程度、リーフレット可）を各3部及び電子データとする。

計画書はイラスト、写真、地図、グラフ、イメージパース等を活用し、あらゆる世代に理解しやすいような、わかりやすく、見やすいものとする。

(8) パブリックコメントの運営支援

基本計画の素案に係るパブリックコメントの実施に際し、実施に関するアドバイス、意見集約、意見等への回答案の作成などを行うこと。

(9) 計画書の提出

素案にパブリックコメントの結果等を反映させたものを、赤坂台総合公園等周辺エリア活性化基本計画書として作成のうえ、成果物として市へ提出すること。

7 成果物

- (1) 基本計画書（A4サイズ） 2部
- (2) 基本計画書の電子データ（CD-R等） 1式
- (3) 各種調査報告書 2部
- (4) 各種調査報告書の電子データ（CD-R等） 1式
- (5) その他市が指定するもの

8 業務実施計画作成及び遂行体制

- (1) 受託者は、業務の円滑な履行を図るため、業務実施計画を作成し、進捗管理を行うものとする。
- (2) 受託者は、本業務の履行に際し、技術力及び経験を有する技術者、又は技術上の管理を行うのに必要な能力と経験を有する技術者を配置するものとする。
- (3) 受託者は、本事業における管理技術者を定め、市に届けるものとする。
- (4) 管理技術者は、本事業を行う上で、技術の管理を行うのに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。

9 仕様の変更等

- (1) 市は、やむを得ない事情により仕様を変更する場合には、受託者の承認を得ること。
- (2) 仕様書の内容に疑義が生じた場合及び記載されていない事項が生じた場合は、市と受託者が協議して定めた上、受託者は市の指示に従うこと。

10 その他

- (1) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があったとして、市より連絡を受けた場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (2) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。

- (3) 受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守すること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたって、市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで進めること。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、市に対して定期的に報告すること。
- (6) 本業務の成果物は、市と受託者双方協議の上、履行期限前の必要に応じた時期に早期に提出する場合があるものとする。
- (7) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託者は、本委託業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (9) 受託者は、本委託業務の履行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。本契約期間終了後においても同様とする。
- (10) 参加時に提出した業務実施体制は原則として変更できないこと。ただし技術者の退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者、実施体制であることについて市の了解を得なければならない。
- (11) 本仕様書に定めのない事項及び本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、市と受託者が協議の上決定すること。

11 担当

市長公室 政策戦略課 政策戦略係

TEL : 055-278-1678 Mail : seisakusenryaku@city.kai.yamanashi.jp